

令和 7（2025）年度教職員研修受講手続き等（高等学校、特別支援学校）

1 受講手続き

区分	研修名	受講手続き
基本研修	初任者研修（高・特） 新規採用養護教諭研修 新規採用学校栄養職員研修 新規採用実習助手研修 新規採用寄宿舎指導員研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月1日付けで校長に通知します。 ○総合教育センターが、「Plant 全国教員研修プラットフォーム」（以下、Plant という）で4月18日までに受講者登録を行います。
	教職2年目研修（高・特） 教職3年目研修（高・特） 養護教諭2年目研修 栄養教職員2年目研修 教職5年目研修（高・特）※1 養護教諭5年目研修 ※1 栄養教職員5年目研修 実習助手5年目研修 寄宿舎指導員5年目研修	○各教職員が、Plant で4月18日までに基本研修の受講履歴を確認します。 ○Plant で4月21日から4月25日までの間に、受講者が申込を行い、校長が承認を行います。 ※1 5年目研修 ・原則5年目に受講となります。なお、5年目未満であっても、「初任者研修」、「新規採用研修」の受講が終了した翌年度以降において、50歳以上の年齢となる年度に受講となります。
	中堅教諭等資質向上研修（高・特）※2 中堅養護教諭資質向上研修 ※2 中堅栄養教職員資質向上研修 中堅実習助手資質向上研修 中堅寄宿舎指導員資質向上研修	※2 中堅研修 ・原則10年目に受講となります。なお、10年目未満であっても「5年目研修」の受講が終了した翌年度以降において、50歳以上の年齢となる年度に受講となります。
	教職20年目研修（高・特）※3 養護教諭20年目研修 ※3 栄養教職員20年目研修 ※3 実習助手20年目研修 ※3 寄宿舎指導員20年目研修 ※3	※3 20年目研修 ・原則20年目に受講となります。なお、20年目未満であっても「中堅研修」の受講が終了した翌年度以降において、50歳以上の年齢となる年度に受講となります。 （詳細は次々ページ「基本研修の受講時期」参照） ○総合教育センターが、Plant で5月14日までに受講者を決定します。
専門研修1	校長研修（高・特） 新任校長研修（高・特） 新任教頭研修（高・特） 教頭2年目研修（高・特） 新任主幹教諭研修（高・特） 新任栄養教諭研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月1日付けで校長に通知します。 ○総合教育センターが、Plant で4月18日までに受講者登録を行います。
	新任免許外教科担任研修（中）※ 理科・基礎実験研修（高） 支援体制充実研修 新任教育相談係主任研修 新任特別支援教育コーディネーター研修 通級による指導新任教員研修 特別支援学校新任教員研修 ※	○総合教育センター所長が、各研修開催要項に示してある対象と定員によって、受講者を割当てます。（「4 専門研修1対象者及び学校割当」参照） ○Plant で4月14日から4月18日までの間に、受講者が申込を行い、校長が承認を行います。 ○総合教育センターが、Plant で5月7日までに受講者を決定します。

	新任早期教育相談担当者研修 新任教務主任研修（高・特） 新任学習指導主任研修（高・特） 新任生徒指導主事研修（高・特） 新任進路指導主事研修（高・特） 新任部主事研修（特） 新任地域連携教員研修 人権教育指導者専門研修	※新任免許外教科担任研修（中）、特別支援学校新任教員研修については第1日が5月9日実施のため、Plantで5月1日までに受講者を決定します。
	キャリアアップ研修（高・特） 教育相談指導者養成研修（高）	○総合教育センターが受講者を指定し、5月中旬までに校長に通知します。
専門研修2	学校図書館研修 ※ 教科等専門研修 小学校理科観察実験研修 産業教育専門研修〔農業科〕 産業教育専門研修〔工業科〕 産業教育専門研修〔商業科〕 産業教育専門研修〔家庭科〕 環境学習プログラム研修 実習助手専門研修〔理科〕 実習助手専門研修〔農業科〕 実習助手専門研修〔工業科〕 実習助手専門研修〔商業科〕 ICT活用研修〔情報リーダー育成〕 ICT活用研修〔プログラミング教育〕（小・中） ICT活用研修〔プログラミング教育〕（高） ICT活用研修〔エクセルの活用〕 授業研究活性化プログラム 教育相談基礎研修 教育相談課題研修〔いじめ・不登校の理解と対応〕 教育相談課題研修〔人間関係づくり〕 発達障害のある子どもの教育支援研修 障害のある子どもの学びを支えるICT活用研修 自立活動指導力向上研修 特別支援教育課題研修〔自立活動〕 特別支援教育課題研修〔子ども理解〕 特別支援教育課題研修〔障害の状態の理解と対応〕 幼児期の特別支援教育研修 ※ 教育課程研究集会〔幼児教育〕 幼稚園・こども園・保育所主任等研修	○Plantで4月21日から5月9日までの間に、受講者が申込を行い、校長が承認を行います。 ○総合教育センターが、各研修開催要項に示してある対象と定員によって人数を調整の上、5月28日までにPlantで受講者を決定します。 ※学校図書館研修、幼児期の特別支援教育研修の受講対象者で、PlantのログインIDがないため受講申込できない方については、お問合せください。
専門研修3	とちぎの教育未来塾 教職員サマーセミナー	○とちぎの教育未来塾は9月12日（予定）までに、教職員サマーセミナーは7月15日（予定）までに、リーフレットまたは総合教育センターWebサイトを参照してお申込みください。

※生涯学習研修の詳細については、とちぎレインボーネットを参照してください。

とちぎレインボーネット <https://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/>

備考 (1) 基本研修と新任研修の日程が重なった場合は、新任研修を優先して受講してください。

(2) 研修は、全日程を通じて同一人が受講してください。

(3) 障害のある教職員の受講に当たり、配慮を希望する場合には、事前に管理職が総合教育センターに連絡してください。

＜基本研修の受講時期＞ ＊表内の年齢は、その年度内に達する年齢を示している。

初任 研	2年目 研	3年目 研	5年目 研	中堅 研	20年目 研
23	24	25	27	32	42
24	25	26	28	33	43
25	26	27	29	34	44
26	27	28	30	35	45
27	28	29	31	36	46
28	29	30	32	37	47
29	30	31	33	38	48
30	31	32	34	39	49
31	32	33	35	40	50
32	33	34	36	41	50
33	34	35	37	42	50
34	35	36	38	43	50
35	36	37	39	44	50
36	37	38	40	45	50
37	38	39	41	46	50
38	39	40	42	47	50
39	40	41	43	48	50
40	41	42	44	49	50
41	42	43	45	50	51
42	43	44	46	50	51
43	44	45	47	50	51
44	45	46	48	50	51
45	46	47	49	50	51
46	47	48	50	51	52

初任 研	2年目 研	3年目 研	5年目 研	中堅 研	20年目 研
47	48	49	50	51	52
48	49	—	50	51	52
49	—	—	50	51	52
50	—	—	51	52	53
51	—	—	52	53	54
52	—	—	53	54	55
53	—	—	54	55	56
54	—	—	55	56	57
55	—	—	56	57	58
56	—	—	57	58	59
57	—	—	58	59	60
58	—	—	—	59	60
59	—	—	—	60	—
60	—	—	—	—	—

2 指定変更

研修の指定変更や割当て変更及び年度途中の変更等がある場合は、管理職がその事情を総合教育センターに連絡してください。

3 研修の欠席連絡について

受講者が欠席するときは、原則として研修開始時刻までに、管理職がその旨を総合教育センターに連絡してください。

4 専門研修 1 対象者及び学校割当（高等学校、特別支援学校）

研 修 名	対 象		
新任免許外教科担任研修（中）	—	特	特別支援学校中学部の教員で、免許外教科担任を申請し許可を受けた主幹教諭、教諭のうち、当該教科を初めて担任し校長が必要と認めた者。ただし、当該教科の研修受講後、長期間経過するなど、校長が特に必要と認めた場合、当該教科の担任が初めてでない者も受講することができる。
理科・基礎実験研修（高）	高	—	教職3年目に該当する理科を担当する教員。
支援体制充実研修	高	特	高等学校、特別支援学校の生徒指導主事。令和4、5年度の支援体制充実研修（教育相談係主任対象）を受講した者は除くこととし、その該当校は校内支援体制の中心的役割を担う教員を選出する。
新任教育相談係主任研修	高	特	本年度初めて教育相談係主任となった教員。
新任特別支援教育コーディネーター研修	高	特	本年度初めて特別支援教育コーディネーターとなった教員。

通級による指導新任教員研修	高	—	本年度初めて通級による指導を担当する教諭、助教諭及び講師。ただし、本年度初任者研修を受講している者を除く。また、過去に通級による指導を担当してから長期間経過するなど、校長が特に必要と認めた場合、受講することができる。
特別支援学校新任教員研修	—	特	(1) 初めて特別支援学校に着任した教諭及び講師。ただし、本年度初任者研修を受講している者を除く。 (2) 初めて特別支援学校に着任した養護教諭及び養護助教諭で特に校長が必要と認めた者。
新任早期教育相談担当者研修	—	特	(1) 本年度初めて早期教育相談係となった教諭。ただし、令和2年度までに早期教育相談担当者研修、令和4年度までに早期教育相談担当者基礎研修を受講した者を除く。 (2) 本年度早期教育相談を担当する教諭のうち、特に校長が必要と認めた者。
新任教務主任研修（高・特）	高	特	新任教務主任（主幹教諭を除く）。ただし、昨年度中に教務主任になった者で、この研修を受講していない者を含む。
新任学習指導主任研修（高・特）	高	特	新任学習指導主任。ただし、主幹教諭及びこれまでにこの研修を受講した者を除く。
新任生徒指導主事研修（高・特）	高	特	新任生徒指導主事。ただし、主幹教諭及びこれまでにこの研修を受講した者を除く。
新任進路指導主事研修（高・特）	高	特	新任進路指導主事。ただし、主幹教諭及びこれまでにこの研修を受講した者を除く。
新任部主事研修（特）	—	特	新任部主事（主幹教諭を除く）。
新任地域連携教員研修	高	特	新任地域連携教員。ただし、地域連携教員で本研修を受講していない者を含む。
人権教育指導者専門研修	高	特	人権教育主任等。ただし、令和6年度までに人権教育指導者専門研修を受講した者を除く。 本年度の学校割当 宇南高、今市高、石橋高、栃工高、翔南高、松桜高、足工高、芳星高、馬頭高、矢板高、宇商高(定)、富特校、岡特校、那特校
キャリアアップ研修（高・特）	高	特	学校における教育活動推進の中心的立場にある教職員。
教育相談指導者養成研修（高）	高	—	今後県内で教育相談活動を推進する高等学校教員で、原則として教職5年目研修及び教育相談基礎研修、教育相談充実研修（高）、令和5年度の支援体制充実研修のいずれかを修了している者。

5 研修開催に関する変更について

悪天候等による研修開催の変更がある場合は、総合教育センターWeb サイトのトップページ「研修開催に関するお知らせ」に掲載します。

総合教育センターWeb サイト <https://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>

6 オンライン研修の受講について

- ・各所属校等、管理職が認めた場所で受講してください。
- ・オンデマンド型の研修の受講は原則、勤務時間とし、管理職は研修時間の確保に配慮してください。

7 その他

持参物（刊行物等）について、タブレット端末等にダウンロードし持参することも可能です。